

事務連絡  
令和5年10月吉日

会員各位

(一社)愛媛県LPガス協会

### 一般消費者への勧誘・訪問事例について

平素は協会運営に格別のご高配を賜り深く御礼申し上げます。

松山市内の一般消費者宅に「プロパンガス協会」などと名乗る人物から、『料金が安くなる』、『ボンベの点検に伺う』という内容の電話がかかってくるようです。「協会」としているため、事務局にも消費者から問い合わせの連絡が入っております。今のところ詐欺等の被害に遭われた方はいらっしゃいませんが、今後、対象範囲が県内に広がる可能性もございますので、消費者への注意喚起をお願いいたします。併せて、消費者から問い合わせがございましたら、事務局までご報告くださいますようお願いいたします。

なお、事務局(相談所含む)では、消費者へ次のとおり説明しております。

- 愛媛県LPガス協会はガスの販売、点検業務を行っていない
- 愛媛県LPガス協会から消費者へ直接連絡をしたり訪問したりすることはない
- 法律で定められた点検を行う場合は、予めお約束をしたうえで訪問する
- 点検は、契約販売店もしくは販売店が委託している保安機関が行う
- 料金が安くなるという勧誘については、契約期間や解約時の留意点など、内容をよく確認して判断してほしい
- 怪しいと思ったらその場で対応せず、契約販売店や警察に連絡してほしい

徳島県内では今年の6月頃から数か月間、同内容の電話と訪問が複数確認され、訪問勧誘については長時間居座るケースもございました。

集中監視や自動引落の導入等により消費先への訪問機会が減っているとは存じますが、特に高齢の消費者に対してはご対応いただくことでトラブルを未然に防ぐ可能性が高くなります。以前、相談所で作成しました注意喚起チラシのデータを弊社HPにて再掲しますので、必要に応じてご利用ください。

LPガス利用者の皆さんに大切なお知らせです!

**電話・訪問勧誘** このケースに注意!

- ①料金が大幅に安い場合は要注意!  
料金が大幅に安い場合は、必ず料金表を確認してください。
- ②「委任状」を求められたら慎重に!  
料金を安くするために委任状を求められたら、必ず委任状の内容をよく確認してからサインしてください。
- ③公的機関を装った料金調査  
公的機関を装って料金調査を行う場合は、必ず公的機関の職員であることを確認してください。

**WEB勧誘**

その内容は情報を公開していますか?  
LPガス利用者の皆さんは、必ずしも情報を公開していません。公開していませんと、必ずしもその情報が公開されていません。

**三セ調査員** このケースに注意!

訪問しつづけて代金を請求する  
LPガス利用者の皆さんは、必ずしも訪問しつづけて代金を請求するとは限りません。

点検を装って訪問し勧誘される  
点検を装って訪問し勧誘される場合は、必ずしも点検を装って訪問し勧誘されるとは限りません。

LPガス利用者の皆さんは、必ずしも訪問しつづけて代金を請求するとは限りません。

**キーワードは「相談/確認」です!**

自分だけの経験に任せて、  
判断の危険を  
負ってはいけません。  
まずは、お近くの「相談/確認センター」  
にLPガス利用者の皆さんへ  
お問い合わせください。

LPガス利用者の皆さんは、必ずしも訪問しつづけて代金を請求するとは限りません。

愛媛県LPガスお客様相談室  
【受付時間】平日 9:30~17:00 (土・日・祭日を除く)  
【TEL】0120-256-678